

**【港北区】会計年度任用職員（疾病の重症化予防事業に関する相談業務）
募 集 案 内**

1 業務内容

- (1) 生活習慣病予防・生活習慣改善のための個別健康相談
- (2) 疾病の重症化予防事業に係る各種集団健康教室やイベント等における運営補助
- (3) その他、大規模災害発生時における災害対応業務を含む所属長が必要と認める業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

2 応募資格

- (1) 応募時点で保健師免許又は看護師免許を有すること
- (2) パソコンの基本操作（Word や Excel 等の入力、端末操作など）ができること

なお、地方公務員法第 16 条により、次に該当する人は受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

オ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる人

3 募集人数

1 名

4 勤務条件

- (1) 任用期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (2) 勤務時間
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（7 時間 30 分）
休憩時間：午前 11 時から午後 2 時までの間で 1 時間
- (3) 勤務日
年間 22 回（月 2 回程度）、任用期間のうち事前に指定する日
- (4) 勤務場所
港北区役所福祉保健課及び所属長が指示した場所

（次項あり）

- (5) 給与
 日額 13,410 円 (予定)
 ※ 金額は予定額のため、変更となる可能性があります。
 ※ 任用期間中に、制度改正により金額が変更となる可能性があります。
 ※ 通勤費用 (勤務実績に基づく実費相当額) を別途支給
- (6) 社会保険
 加入なし
 ※ 横浜市で別の職がある場合加入対象となる場合があります。
- (7) その他
 その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

5 応募方法及び期限

- (1) 提出書類
 ア 会計年度任用職員申込書 (第 1 号様式)
 イ 看護師免許証又は保健師免許証の写し
- (2) 書類様式の入手方法
 ア 港北区ホームページからダウンロード
 イ 港北区役所 3 階 37 番窓口で受取り
- (3) 提出先
 ア 簡易書留による郵送の場合は次の宛先へ送付願います。
 〒222-0032 港北区大豆戸町 26-1
 港北区役所福祉保健課健康づくり係
 「会計年度任用職員 (疾病の重症化予防事業)」採用担当
 イ 持参する場合
 港北区役所 3 階 37 番窓口へ提出願います。
- (4) 応募の期限
 令和 8 年 2 月 24 日 (火曜日) 17 時必着 (窓口受付時間: 平日 8 時 45 分~17 時)
 応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

6 選考方法・日程

申込者に対し、面接を実施します。

選考方法	日程等	結果通知
面接	面接日、時間: 令和 8 年 2 月下旬~3 月上旬 (申込者に別途お知らせします) 会場: 港北区役所内	合否に関わらず、郵送でお知らせします。

7 問い合わせ先

横浜市港北区役所福祉保健課健康づくり係
 会計年度任用職員 (疾病の重症化予防事業) 採用担当
 電 話: 045-540-2362
 E-mail: ko-fukuho@city.yokohama.lg.jp

8 その他

本選考による採用は令和 8 年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とします。(議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。)